

1 市町村単位でのレベルの引上げ

- これまでの陽性者の状況において、特定の市町村に陽性者が集中することが多く、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るためには、「早く、短く、狭く、強く」対策を講じる必要がある。
- そのため、圏域の感染警戒レベルについて、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域の対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことを可能とする。

2 アラートの名称を変更

- 「非常事態宣言」というアラートが県内の状況に対して強すぎるメッセージと受け取られるおそれがあることから レベル4の「特別警報」について「特別警報Ⅰ」に、レベル5の「非常事態宣言」について「特別警報Ⅱ」にアラートの名称を変更。

3 医療アラートを新しく設定

- 県民及び事業者の皆様と県内及び各圏域の医療提供体制について認識を共有するため、新たに「医療アラート」を設定。

アラート	医療提供体制への 負荷の状態	要件1 病床使用率の目安※2	要件2 発生事例の分析による医療への 負荷の拡大リスクの総合的判断
—		通常体制	
医療警報	医療提供体制への負荷が拡大している状態	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者/受入可能病床数の割合 = 25%以上 又は ・重症者/受入可能病床数の割合 = 10%以上 	さらに感染が増加し、医療への負荷が拡大していくリスクが高いと認められる
医療非常事態宣言	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	<ul style="list-style-type: none"> ・入院者/受入可能病床数の割合 = 50%以上 又は ・重症者/受入可能病床数の割合 = 25%以上 	病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる